

防府市同報系防災行政無線屋外拡声子局運用要領

平成21年4月16日制定

(目的)

第1条 この要領は、防府市同報系防災行政無線運用規程に定めるもののほか、屋外拡声子局の災害時等の通信（以下「通信」という。）及び自局放送（以下「放送」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(屋外拡声子局の管理責任者)

第2条 屋外拡声子局の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、防災危機管理課長とする。

(管理者)

第3条 屋外拡声子局の管理者（以下「管理者」という。）は、別表第1に掲げる地位にあるものをもって充てる。

(通信及び放送の制限)

第4条 通信及び自局放送は、適切かつ簡潔明瞭に行わなければならない。

2 通信及び放送は、管理者又は管理者が指名した者が行う。

(乱用の禁止)

第5条 通信及び放送は、これを乱用してはならない。

(放送事項)

第6条 放送事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民への防災情報の周知連絡に関すること。
- (2) 警察からの依頼による重要凶悪事件における緊急情報に関すること。
- (3) その他、管理者責任者が認めたもの。

(放送禁止事項)

第7条 放送禁止事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 営利目的に関すること。
- (2) 特定の宗教活動に関すること。
- (3) 個人の誹謗、中傷に関すること。
- (4) その他、管理者責任者が、不適切と判断したもの。

(鍵の管理)

第8条 屋外拡声子局の鍵の管理は、管理者がおこなう。

(事故の場合の報告)

第9条 管理者は、異常を発見したとき又は故障等障害が発生したときは、管理責任者に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理責任者が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月16日から施行する。

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年1月13日から施行する。

この要領は、令和7年1月6日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

子局NO	子局名	管理者
1	富海公民館	富海公民館長
2	牟礼福祉センター	牟礼福祉センター長
3	牟礼公民館	牟礼公民館長
4	牟礼中学校	牟礼中学校長
5	江泊会館	江泊自治会長
6	山口県立農業大学校	山口県立農業大学校長
7	公会堂	公会堂管理者
8	国府中学校	国府中学校長
9	サイクリングターミナル	サイクリングターミナル管理者
1 0	桑山中学校	桑山中学校長
1 1	新田小学校	新田小学校長
1 2	宮市福祉センター前公園	宮市福祉センター長
1 3	古祖原公園	古祖原自治会長
1 4	向島公民館	向島公民館長
1 5	小田児童公園	小田自治会長
1 6	ゆうあい地域交流ホーム	ゆうあい施設長
1 7	野島漁村センター	野島漁村センター長
1 8	中関公民館	中関公民館長
1 9	新田公民館	新田公民館長
2 0	中浦自治会館	中浦自治会長
2 1	善正寺	善正寺責任者
2 2	西浦公民館	西浦公民館長
2 3	勝間公民館	勝間公民館長
2 4	華城公民館	華城公民館長
2 5	公設青果市場	農林水産振興課長
2 6	小野公民館	小野公民館長
2 7	真尾公会堂	真尾自治会長

子局NO	子局名	管理者
28	玉祖福祉センター	玉祖福祉センター長
29	右田福祉センター	右田福祉センター長
30	右田公民館	右田公民館長
31	田ノ口会館	田ノ口自治会長
32	大道公民館	大道公民館長
33	旦西会館	旦西自治会長
34	東畑会館	東畑自治会長
35	防府西高等学校	防府西高等学校長
36	華浦公民館	華浦公民館長
37	自由ヶ丘中央広場	自由ヶ丘自治会長
38	戸田山増圧ポンプ場	戸田山自治会長
39	末田自治会公園	末田自治会長
40	黄金通集会所	黄金通自治会長
41	小茅会館	小茅自治会長
42	開作西自治会館	開作西自治会長
43	瀧鶴台夫人生誕地公園	唐臼自治会長
44	和田峪会館	和田峪自治会長
45	鈴屋地区自治会ホール	鈴屋自治会長
46	中山公会堂	中山自治会長
47	西組公会堂	西組自治会長
48	久兼上自治会	久兼自治会長
49	本畑公会堂	本畑自治会長
50	勝坂植樹帯	勝坂自治会長
51	松崎公民館	松崎公民館長
52	小島遠ヶ崎会館	小島遠ヶ崎自治会長
53	大繁枝会館	大繁枝自治会長
54	大原自治会館	大原自治会長
55	西山会館	西山自治会長

子局NO	子局名	管理者
5 6	上ノ庄自治会館	上ノ庄自治会長
5 7	富海漁港	西町自治会長
5 8	華浦小学校	華浦小学校長
5 9	開出（CATV 接続）	－
6 0	右田小学校	右田小学校長